

# 都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き（概要版）

第1章では、新型コロナ発生後の法改正の概要と経緯を示した。第2章では、予防計画改定の考え方（数値目標の考え方を含む）を示した。第3章では、基本指針の項目を軸に、予防計画に追記すべき事項を示した。

## 第1章 背景と目的

予防計画の法的な位置づけや予防計画策定・改定の背景を記載。

## 第2章 予防計画改定の概要

### 2.1 予防計画に記載される事項について

予防計画に追記される事項について、以下の事項ごとに法改正の背景と課題、改定の概要等、予防計画改定の際に参考になる考え方を記載。

予防計画に記載される事項
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る <b>目標に関する事項</b>
七 宿泊施設の確保に関する事項
八 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
九 総合調整又は指示の方針に関する事項
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

### 2.2 数値目標の考え方

予防計画に追記される事項のうち、数値目標に係る部分についてその算定の考え方を記載。

算定方法

- 数値目標の基本的な考え方  
(対応を想定する疾患、数値目標の時点)
- 設定する数値目標・個別の考え方
  - ①病床数、②発熱外来機関数、
  - ③自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数（病院・診療所数、薬局数、訪問看護事業所数）
  - ④後方支援を行う医療機関数
  - ⑤他の医療機関に派遣可能な医療人材数（医師数、看護師数）
  - ⑥個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関の数
  - ⑦検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の数
  - ⑧宿泊施設の確保居室数
  - ⑨医療機関並びに保健所職員や都道府県職員に対する年1回以上の研修及び訓練の回数
  - ⑩最大業務量を見込んだ人員確保数、 ⑪IHEATの研修を受けた数
- 数値目標を設定する際の手順（例）

上記の算定方法に基づいて数値目標を設定する際の必要となるデータ等やその整理方法の例を記載

## 第3章 予防計画改定について

基本指針の項目を軸に追記すべき事項及び留意点について記載するとともに、数値目標の記載表イメージを添付。

# 【第1章】

第1章では、感染症法等の改正の背景及び予防計画の改正の全体像を記載した。また、予防計画に定めるべき事項について、新旧項目を含めて整理。

予防計画の記載事項	区分	数値目標	(保健所設置市区) 予防計画の項目
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項			○
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)		△
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)		○
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項			
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)		○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る目標に関する事項	(新設)		○
1. 協定締結医療機関（入院）の確保病床数	(新設)	○	
2. 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	(新設)	○	
3. 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数	(新設)	○	
4. 協定締結医療機関（後方支援）の機関数	(新設)	○	
5. 協定締結医療機関（医療人材）の確保人数	(新設)	○	
6. 協定締結医療機関（十分な個人防護具の備蓄）の医療機関数	(新設)	○	
7. 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数	(新設)	○	○
8. 協定締結宿泊施設の確保居室数	(新設)	○	△
9. 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	(新設)	○	○
10. 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数	(新設)	○	
七 宿泊施設の確保に関する事項	(新設)		△
八 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)		○
九 総合調整又は指示の方針に関する事項 (第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項)	(新設)		
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項			
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)		△
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策			○

## 【第2章】 2.2 数値目標の考え方《前提条件》

第2章では、予防計画改定の考え方を示した。特に数値目標については前提条件等を明確にし、個別の項目ごとに算定方法を詳細に記載。以下に前提条件部分を抜粋。

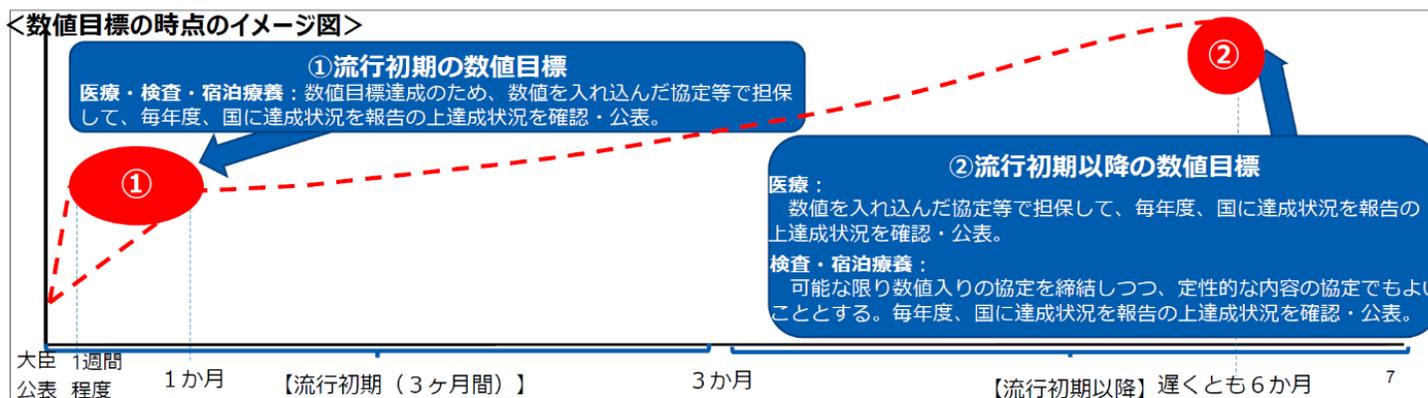
- 対応する感染症は、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症**を基本とする。
- 感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととするが、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組み**。
- 国内での感染発生早期（新興感染症発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表※1）（以下単に「発生の公表」という。）前までの段階は、現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。その際、当該感染症指定医療機関は、新興感染症についての知見の収集及び分析を行う。
  - ※1）感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）。

### 【流行初期の対応】について

- まずは発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め、引き続き対応する。また、国が感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法を含め、国内外の最新の知見について、都道府県及びその他医療機関に情報提供した上で、同協定を締結するその他医療機関も、各都道府県の判断を契機として対応していく。
  - ✓医療提供体制は**発生の公表後1週間以内**に立ち上げる目標を設定する。
  - ✓検査体制および宿泊療養体制は**発生の公表後1ヶ月以内**に立ち上げる目標を設定する。

### 【流行初期以降の対応】について

- 流行初期の対応に加え、その他の協定締結医療機関のうち、公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む。）も中心となった対応とし、その後3箇月程度（**発生の公表後6箇月程度**）を目途に、順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指す。
  - ✓医療提供体制は、発生の公表後遅くとも**6ヶ月以内**の時点の目標値とする。
  - ✓検査体制、宿泊療養体制等については、民間検査機関等が今後も新型コロナ対応と同規模で事業を継続していることが不透明であることや、国内の一般の宿泊需要に左右されることを踏まえ、定性的な協定でもよいこととする。



## 第2章 2.2 数値目標の考え方(1/2)

予防計画改定のうち数値目標については、算定方法の詳細を記載するとともに考え方の全体像を整理。

区分	項目	協定締結対象	①流行初期（初動対応）				②流行初期以降			
			対応時期	目標の目安	目標単位	当該目標の裏付け	対応時期	目標の目安	目標単位	当該目標の裏付け
(1) 医療提供体制	①入院	医療機関	厚生労働大臣の公表後1週間	新型コロナ発生約1年後（2020年12月）の新型コロナの入院病床数	床	協定締結医療機関との数値入りの協定	厚生労働大臣の公表後遅くとも6か月以内	新型コロナ対応で確保した最大の体制《入院病床数》 ※2022年12月時点	床	協定締結医療機関との数値入りの協定
	②発熱外来	医療機関		発生約1年後（2020年12月）の新型コロナの診療・検査機関数	機関			流行初期以降開始時点： 流行初期に対応している医療機関に加えて、対応可能な民間医療機関、公的医療機関等が対応		
	③自宅療養者への医療の提供	医療機関 薬局 訪問看護			新型コロナ対応で確保した最大の体制《診療・検査機関数》 ※2022年12月時点			機関	流行初期以降開始時点： 流行初期に対応している医療機関に加えて、対応可能な民間医療機関、公的医療機関等が対応	
	④後方支援				新型コロナ対応で確保した最大の体制《自宅療養者等への医療提供機関》				機関	
	⑤医療人材の確保人数（派遣可能数）	医療機関			新型コロナ対応での最大の体制《派遣人材数》			人	新型コロナ対応で確保した最大の体制《派遣人材数》	
(2) 物資の確保	⑥備蓄している医療機関の数	医療機関	（各協定締結の時期に準じる）	協定締結医療機関のうち【8割以上】の施設が当該施設の使用量【2カ月分以上】にあたるPPEを備蓄	機関	協定で備蓄量を規定	（各協定締結の時期に準じる）	協定締結医療機関のうち【8割以上】の施設が当該施設の使用量【2カ月分以上】にあたるPPEを備蓄	機関	協定で備蓄量を規定

## 第2章 2.2 数値目標の考え方(2/2)

(続き)

区分	項目	協定締結対象	①流行初期（初動対応）				②流行初期以降				
			対応時期	目標の目安	目標単位	当該目標の裏付け	対応時期	目標の目安	目標単位	当該目標の裏付け	
(3) 検査体制	⑦-1 検査の実施能力	地方衛生研究所等	厚生労働大臣の公表後1か月	協定締結医療機関（発熱外来）における、1日の対応可能人数以上とする。	件/日	※公的機関のため協定外の対応	厚生労働大臣の公表後遅くとも6か月以内	協定締結医療機関（発熱外来）数に、新型コロナウイルス感染症対応のピーク時における1医療機関の1日当たりの平均検体採取人数を乗じたものとする。	件/日	可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定もよいこととする。	
		医療機関、民間検査機関等			件/日	協定締結機関との数値入りの協定					
	⑦-2 地方衛生研究所等の検査機器の数	検査の実施能力に相当する数とする。		台		検査の実施能力に相当する数とする。					台
(4) 宿泊療養体制	⑧ 宿泊施設確保居数	宿泊施設	厚生労働大臣の公表後1か月	新型コロナ対応時（2020年5月頃）の実績を参考に設定 ※当時宿泊施設を開設していなかった自治体も、開設を想定	室	協定締結機関との数値入りの協定		新型コロナ対応での最大値の体制《宿泊施設》	室		
(5) 人材の養成・資質の向上	⑨ 研修・訓練回数	—	【平時】協定締結医療機関、保健所職員及び都道府県等職員に対する研修及び訓練を1年1回以上実施する								
(6) 保健所の体制整備	⑩ 人員確保数	—	厚生労働大臣の公表後1か月	想定される業務量に対応する人員確保数 ※保健所ごとの内訳も記載。	人						
		—	【平時】IHEAT研修の受講者数								

# 第3章 予防計画改定について

第3章では基本指針の項目を軸に追記すべき事項及び留意点について記載するとともに、数値目標の記載表イメージを添付。

都道府県において実際に検討する手順をイメージし、【基本指針／予防計画】を二段表で整理するとともに、最終的な目標値一覧イメージを整理

## 予防計画改定の検討イメージ

## 数値目標一覧（アウトプットイメージの例）

四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

○ 予防計画策定に当たっての留意点として、

- ・ 感染症にかかる医療体制の確保
- ・ 第一種・第二種感染症指定医療機関等の役割分担
- ・ 新興感染症の新興感染症発生時の対応体制、後方支援体制
- ・ 医薬品の備蓄又は供給体制の確保
- ・ 平時及び患者発生後の対応体制の確保
- ・ 医療関係団体や高齢者等関係団体との連携

基本指針のうち  
予防計画改定に直結する部分（抜粋）

予防計画策定時に  
特に留意すべきポイント

基本指針の記載事項（抜粋）

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1～3 略（第一種指定医療機関、第二種指定医療機関等が記載）

4 都道府県は、新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、都道府県医療審議会や都道府県連携協議会等を活用し関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。その際、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整しておくことが重要である。

二 略

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1～3 略（第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関について規定）

4 略（全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておくことが適当である。）

5 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に新興感染症の入院を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し第一種指定医療機関に指定する。

6 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機

予防計画記載時の留意点

ポイント10

- ・ 基本指針を参考に「感染症に係る医療提供の考え方」を規定
- ・ 改正感染症法で新設された第一種指定医療機関、第二種指定医療機関について追記

ポイント20

- ・ 新興感染症発生時に当該感染症へ対応する医療機関（協定医療機関）と、当該感染症以外を担当する医療機関を定め、役割分担をすることを記載。

ポイント21

- ・ 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の整備目標について規定
- ・ 新興感染症発生時に当該感染症へ対応する医療機関（協定医療機関）と、当該感染症以外を担当する医療機関を定め、役割分担をすることを記載

ポイント22

- ・ 第一種指定医療機関 および「第二種指定医療機関」について記載するとともに、医療機関名をリスト化または公表するウェブサイトを記載
- ※記載内容は「第8次医療計画等に関する検討会『意

区分	項目	必須事項	区分	目標値			
				流行初期	単位	流行初期以降	単位
(1) 医療提供体制	① 病床（確保病床数）	○	(合計)	各協定締結医療機関（入院）における確保可能病床数	床	床	病床数
		○	(内数)	流行初期医療確保措置	床	床	病床数
		○	(内数)	重症者病床	床	床	病床数
		○	(内数)	精神疾患を有する患者	床	床	病床数
		○	(内数)	妊産婦	床	床	病床数
		○	(内数)	小児	床	床	病床数
		○	(内数)	障害児者	床	床	病床数
		○	(内数)	認知症患者	床	床	病床数
		○	(内数)	がん患者	床	床	病床数
		○	(内数)	透析患者	床	床	病床数
	○	(内数)	外国人	床	床	病床数	
	② 発熱外来（健康観察・診療医療機関数）	○	(合計)	各協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	機関	機関	医療機関数
		任意	(内数)	内設	医療機関	機関	医療機関数
		任意	(内数)	診療所	機関	機関	医療機関数
任意		(内数)	機関種別	感染症指定医療機関	機関	医療機関数	
③ 自宅療養者への医療の提供	○	(合計)	自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数	機関	機関	医療機関数	
	○	(合計)	重点医療機関	機関	機関	医療機関数	